

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年5月29日
【会社名】	ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社
【英訳名】	FamilyMart UNY Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澤田 貴司
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦三丁目1番21号
【電話番号】	(03)6436-7560(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務本部長 西脇 幹雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目1番21号
【電話番号】	(03)6436-7560(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務本部長 西脇 幹雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

2019年5月28日開催の当社第38期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2019年5月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、2019年9月1日（予定）をもって、当社の100%子会社である株式会社ファミリーマートを吸収合併し、各事業会社を支配又は管理する持株会社から、自ら事業を行う事業会社へと移行することに伴い、現行定款第1条（商号）の変更を行うとともに、現行定款第2条（目的）第1項柱書及び第2項の変更を行う。

子会社を含めた今後の事業展開及び事業の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）第1項について、事業目的の追加・変更等を行う。

監査体制の充実を図ることを目的として、現行定款第27条（監査役の員数）について、監査役5名以内から監査役6名以内に変更を行う。

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役として、高柳浩二、澤田貴司、加藤利夫、中出邦弘、久保勲、塚本直吉、井上淳、高橋順、西脇幹雄、伊澤正、高岡美佳及び関根近子を選任する。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役として、館岡信太郎、佐藤勝次、内島一郎及び白田佳子を選任する。

第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役及び監査役の報酬額は、2008年5月29日開催の第27期定時株主総会において、取締役を「年額6億円以内」、監査役を「年額1億円以内」として承認され今日にいたっているところ、2019年9月1日を予定としている当社と株式会社ファミリーマートとの合併及び2008年の改定以降の経済情勢の変化並びに諸般の事情を考慮して報酬水準の見直しを行い、第39期以降、取締役を「年額12億円以内（うち社外取締役分は1億円以内）」、監査役を「年額1億5,000万円以内」と改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	賛成割合(%)	決議の結果
第1号議案	1,117,524	905	6	(注1)	96.51	可決
第2号議案						
高柳 浩二	885,328	232,795	305		76.46	可決
澤田 貴司	890,554	227,571	305		76.91	可決
加藤 利夫	1,039,770	78,008	651		89.80	可決
中出 邦弘	1,039,691	78,422	315		89.79	可決
久保 勲	1,040,094	78,020	315		89.83	可決
塚本 直吉	1,040,125	77,989	315	(注2)	89.83	可決
井上 淳	1,040,000	78,124	305		89.82	可決
高橋 順	1,039,998	78,116	315		89.82	可決
西脇 幹雄	1,039,991	78,133	305		89.82	可決
伊澤 正	1,048,133	70,285	16		90.52	可決
高岡 美佳	1,042,040	76,376	16		89.99	可決
関根 近子	1,048,144	70,274	16		90.52	可決
第3号議案						
館岡 信太郎	1,111,838	6,580	16		96.02	可決
佐藤 勝次	1,108,832	9,581	16	(注2)	95.76	可決
内島 一郎	1,118,278	141	16		96.58	可決
白田 佳子	1,118,257	162	16		96.58	可決
第4号議案	1,020,558	97,844	35	(注3)	88.14	可決

(注1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注3) 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上